

長野県環境影響評価技術指針マニュアル改訂案の概要

○主な改訂内容

- ・最新の知見や事例の積重ねを踏まえ、調査、予測、評価の方法や文献等を追記、修正。
- ・特に、以下の点について追記。

①【植物・動物・生態系】

- ・事業の実施により植物・動物・生態系へのマイナスの影響のみではなく、プラスの影響が想定される場合（※）にも、その影響について積極的にアセス図書の中に記載するよう検討する旨を追記。

※（例）

- ・荒廃地において、施設管理として周辺の下草刈りを実施することにより、事業実施前と比較して多くの動植物の生息・生育が期待できる場合
- ・環境保全措置により損失を上回る効果が想定される場合 など

②【温室効果ガス等】

- ・これまでは、工事の実施や供用後の事業活動等に伴う温室効果ガスの排出量を予測、評価の主な対象としていたが、太陽光発電所等の再生可能エネルギー事業について、事業の実施による再生可能エネルギーの増加など、ゼロカーボンに資する影響についても、積極的にアセス図書の中に記載するよう検討する旨を追記。
- ・また、樹木の伐採や植樹を行う場合には、二酸化炭素の吸収量の変化について予測、評価するよう検討する旨を追記。